

## 平成25年度 提案型協働事業制度

### ■ 制度の目的

本制度は、地域課題や社会的課題の解決に向けた市民・行政双方の協働の取組を進めるため、市民からの提案をもとに市民と行政がそれぞれの特性を生かし、認め合いながら、協働して地域課題の解決を図ることを目的とする。

### ■ 制度の概要

市民団体に次のような事業提案を募集し、提案団体と関係課の協議及び選考会を経て採択された事業を平成25年度の事業としてモデル的に実施する。

- 公益性、社会貢献性があり、地域課題や社会的課題の解決が図れる事業
- 市民と行政が適切に役割分担でき、協働による相乗効果が期待できる事業
- 市の事業として現在確立されていない事業
- 先進性、先駆性等、工夫やアイデアがあり、市民の視点から企画された事業
- 尼崎市の総合計画の方向性に沿った事業

### ■ 選考委員

- 学識経験者 久 隆浩 (ひさ たかひろ)  
近畿大学総合社会学部 教授
- 市民代表 桑山 信子 (くわやま のぶこ)  
特定非営利活動法人 WACゆずり葉 理事長
- 税理士 小早川 典子 (こばやかわ のりこ)  
小早川典子税理士事務所 所長
- 学識経験者 能島 裕介 (のじま ゆうすけ)  
特定非営利活動法人にしのみやNPO協会専務理事
- 市民代表 松井 定雄 (まつい さだお)  
尼崎市市民活動推進委員会 副委員長



### 【選考結果】

1月18日締切 提案		関係課 提案団体と関係課の協議		3月23日開催 プレゼン選考会 選考委員意見		結果	
市民提案型	<b>出合いの島(豆島)プロジェクトチーム</b> (代表 山口 昇次) 事業名: おおぞら広場バリアフリー化プロジェクト 事業内容: 東園田町8丁目に位置する「おおぞら広場」は景観的に優れた市内有効の広場として市民に広く愛されており、特に広場の先端部からの眺望は素晴らしい、猪名川と藻川の合流点にある通称「豆島」を見る人気スポットとなりつつある。しかし、残念なおおぞら広場の現状にあるため、ハンディキャップのある市民が「おおぞら広場」を利用できるように、車椅子や乳母車が先端部までアプローチできる簡易な通路を市民ボランティアの手によって敷設する。 行政役割: 事業推進の全体的な指導(許可)・事業遂行後の定期的な点検や大規模な補修・供用後に発生した事故時の対応・事業遂行後の通常維持管理業務における市民協働への配慮	道路維持担当 道路課 (許可のみ)	2月25日協議 [道路課] ・道路の整備にかかる許可業務については、道路課が対応する。 [道路維持担当] ・地元地域が、主体的に「おおぞら広場」の整備、維持管理に携わること、地元への更なる愛着心や市制への理解が醸成されることが期待できる。 広場内の移動円滑化は好ましいことであるが、道路施設としては付加的な要素であり、施設整備の投資はできないが、維持管理を協力することはできる。 ・簡易通路の耐用年数経過後において、施設の再整備の必要性、役割分担など事業の継続性を判断する必要がある。	協働の観点から考えると、市の様々な部署と関わりを持ち事業を進めていくべきではないか。 今のままであると自然復元を目指す市民団体がいて、その基盤の一部として道路改修をするというイメージである。戸ノ内地区全体の再生を目指す中で、今回、第一プロジェクトとして豆島プロジェクトがあるという位置づけの方が発展性がある。こういった地域を巻き込んだ長期のプロジェクトの一環として実施するのか、バリアフリー化プロジェクトに限定して実施し一旦完了するのか、方向性は2つあるので、目的を明確にするべきである。 今回の事業の実施にあたっては、利用する立場の当事者とワークショップをするべきである。また、今回は車輪を想定しているが、視覚障害者向けであると材料が変わってくると思われるため、様々な当事者に入ってもらってワークショップをした方が良い。 尼崎市の東部の観光資源を創出する取組としては期待している。	条件付で採択。		
	<b>株式会社ティー・エム・オー・ニ崎</b> (代表 井原 勝) 事業名: 緑の相談所の有効活用事業 事業内容: 現在、阪神尼崎駅前北側の中央公園内に位置する「中央公園パークセンター緑の相談所」は、市民の身近な緑に関する普及、啓発及び緑化活動を行うため、様々な緑化に関する事業を行っている。また、本市のPR窓口としては、「あまかん事業」の「あまがさき・街のみどころ案内所」が中央公園横のJTB西日本尼崎支店に設置されているが、日曜日は営業していない。さらには、「尼崎ボランティア・ガイドの会」による阪神尼崎駅南西に位置する「寺町」のガイドの実質的な拠点が存在しない。このような課題の解決に向けて、緑の相談所の一部を観光相談や本市のPRコーナーなどにするこで、情報発信拠点等を設置し、市民及び来街者が集う複合機能を付加するものである。 行政役割: 事業全体の調整役(経済活性化対策課)・公園内施設の利用についてのアドバイス役(公園課)・「あまかん事業」の所管課であり、情報発信を担う部署であることから、連携のアドバイス役(都市魅力創造発信課)・TVモニター広告などのアドバイス役(公有財産課)	経済活性化対策課 公園課 都市魅力創造発信課 公有財産課	団体 書類審査において、当事業については、株式会社であるティー・エム・オー・ニ崎からではなく、中央・三和・出屋敷商業地区まちづくり協議会から提案するようにはどうかとの指摘があったが、提案団体の調整ができなかったため、書類審査後に辞退。	書類審査後に辞退。			

**【結論】 事業の目的を明確にし、施設を利用する当事者とのワークショップの場を設けることを条件に採択する。**